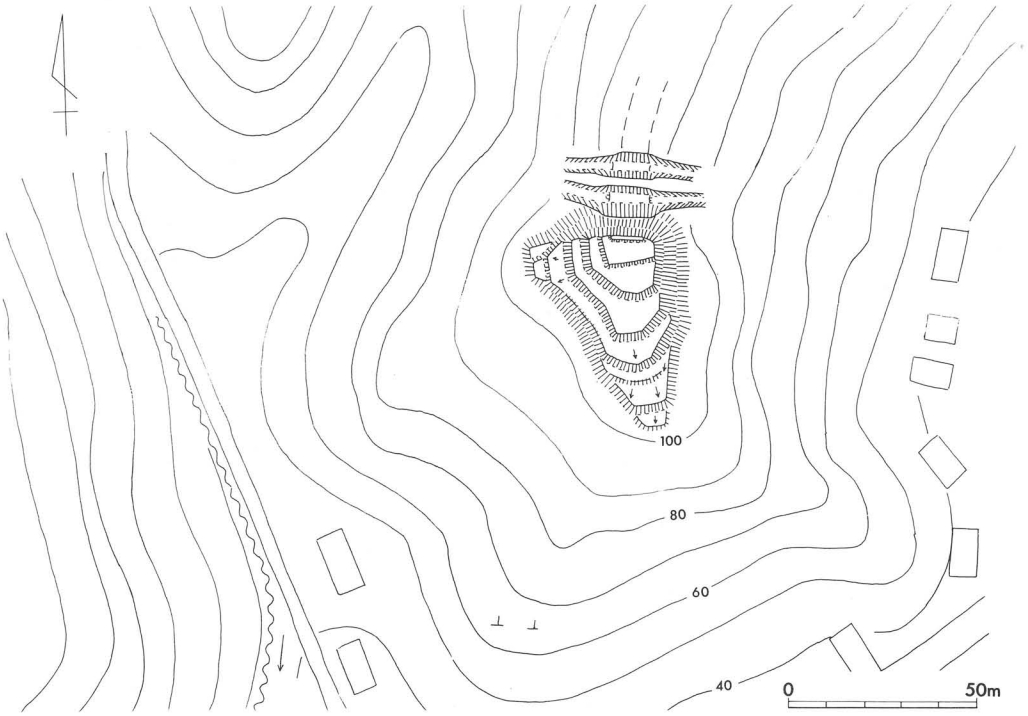

第９図　龍ヶ城略測図（浜田市中野町．作図 寺井　毅）

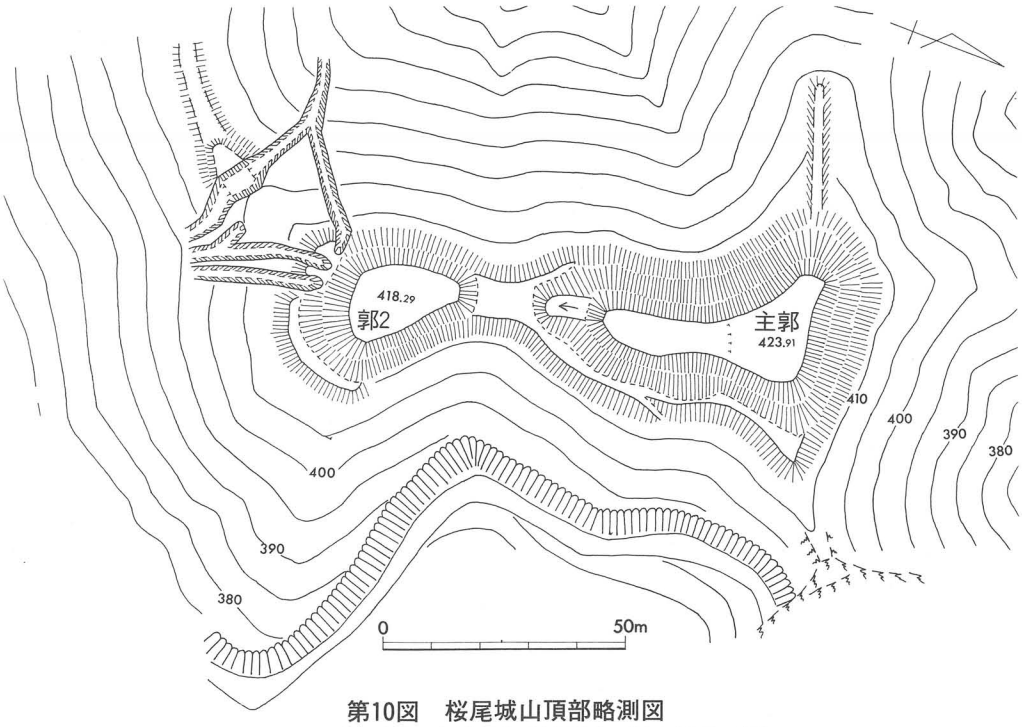

第10図　桜尾城山頂部略測図
（邑智郡瑞穂町市木．平成２年９月16日　作図 寺井　毅）

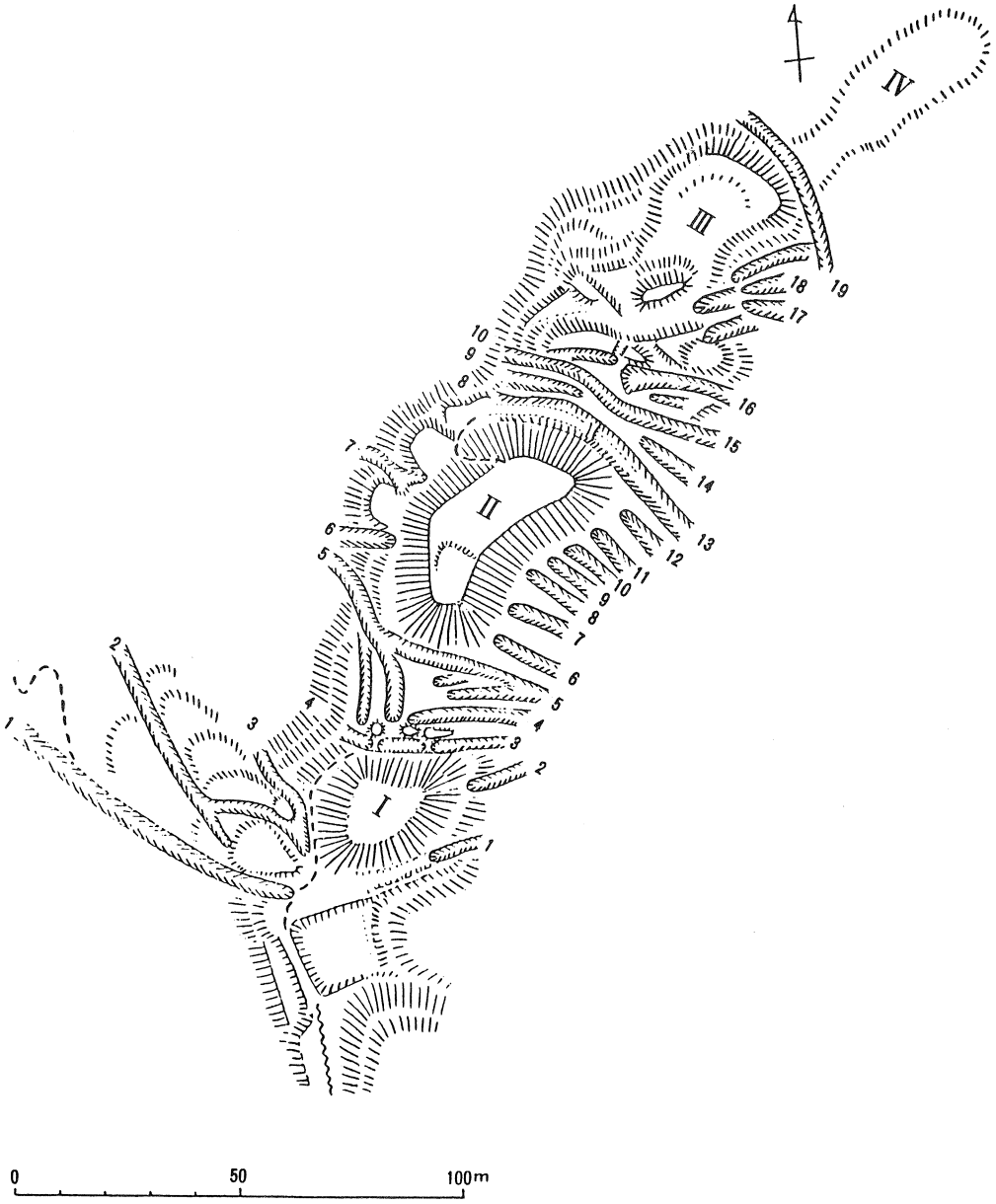

第11図　波佐一本松城略図
（『島根県那賀郡金城町内遺跡分布調査報告書Ⅰ』より）

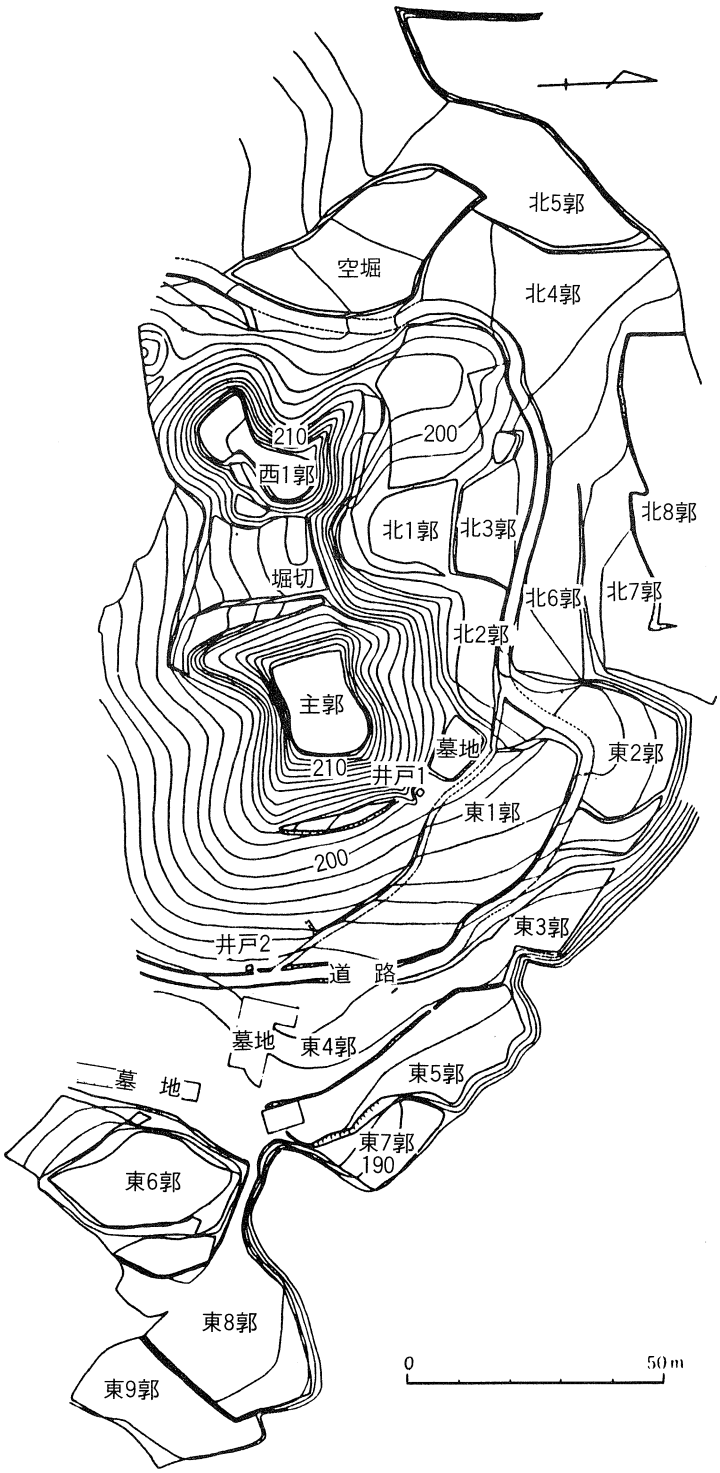

第12図　源 太 ヶ 城（『石見町の遺跡』より）

三子山城「みつごやまじょう」

浜田市相生町に位置する山城である。三宮神社の裏山にあり，尾根の先端を数本の堀切によって遮断し，城域としている。尾根筋には岩盤が露出し，堀切状の自然地形がみられるため，堀切の本数は確定できない。城郭は主郭と北方に続く２段の削平地によって構成されている。

城主は岡本氏が伝えられ，三宮神社（天石門彦神社）の神職もかねていた。(19)

桜尾城「さくらおじょう」（第10図）

邑智郡瑞穂町大字市木に位置する山城である。この地は福屋領の境目に位置し，激戦が行われたと伝えられる。詳細は第Ⅲ章に委ねるが，この城郭の縄張で目を引くのは２郭南西の尾根の処理であろう。これは尾根続きの両側に竪堀を築き，その先端を２郭直下の堀切の先端と合流させている。尾根続きを遮断するだけでなく，山腹を迂回して進入する勢力をも遮断する。この技法はこの部分にしか認められない。

波佐一本松城「はざいっぽんまつじょう」（第11図）

波佐一本松城は，那賀郡金城町波佐に位置する山城である。遺構は基本的には尾根の先端を掘り切って構成される古いタイプの城郭であるが，この遺構の特徴は畝状竪堀群の存在とその掘られ方であろう。第11図のように主郭以外の掘り方には規則性がみられず，その乱雑さは全国的にも珍しい。村田修三氏（奈良女子大学教授）は『島根県那賀郡金城町内遺跡分布調査報告書Ⅰ』において，竪堀群に使用したエネルギーに対して郭の普請の不十分さと面積の狭さを指摘し，陣城かつなぎ城などとしての，他勢力の改修の可能性を提示されている。

源太ヶ城「げんたがじょう」（第12図）

邑智郡石見町中野に築かれた丘城である。『石見町の遺跡』の測量図には主郭のほかに西１郭，北１～８郭，東１～９郭などが記されているが，本来は測量図に示す主郭および西１郭から構成されてた陣城であろう。(20) 矢上盆地には，ほかに余勢城，郡山城，平城などが知られているが近年の耕作により，ほとんど破壊されている。

福屋氏滅亡時，余勢城(21)においては激戦が行われており，この時期に源太ヶ城も使用されたものであろう。

郡山城（邑智郡石見町矢上郡山）は，郭をブルドーザーによって破壊されているが，台地を区切る土塁と空堀がわずかに残る。福屋氏の滅亡時に毛利元就と小早川隆景が矢上で越年したことが『石見町の遺跡』に記されているため，郡山城の土塁および空堀は毛利氏によるものかも知れない。

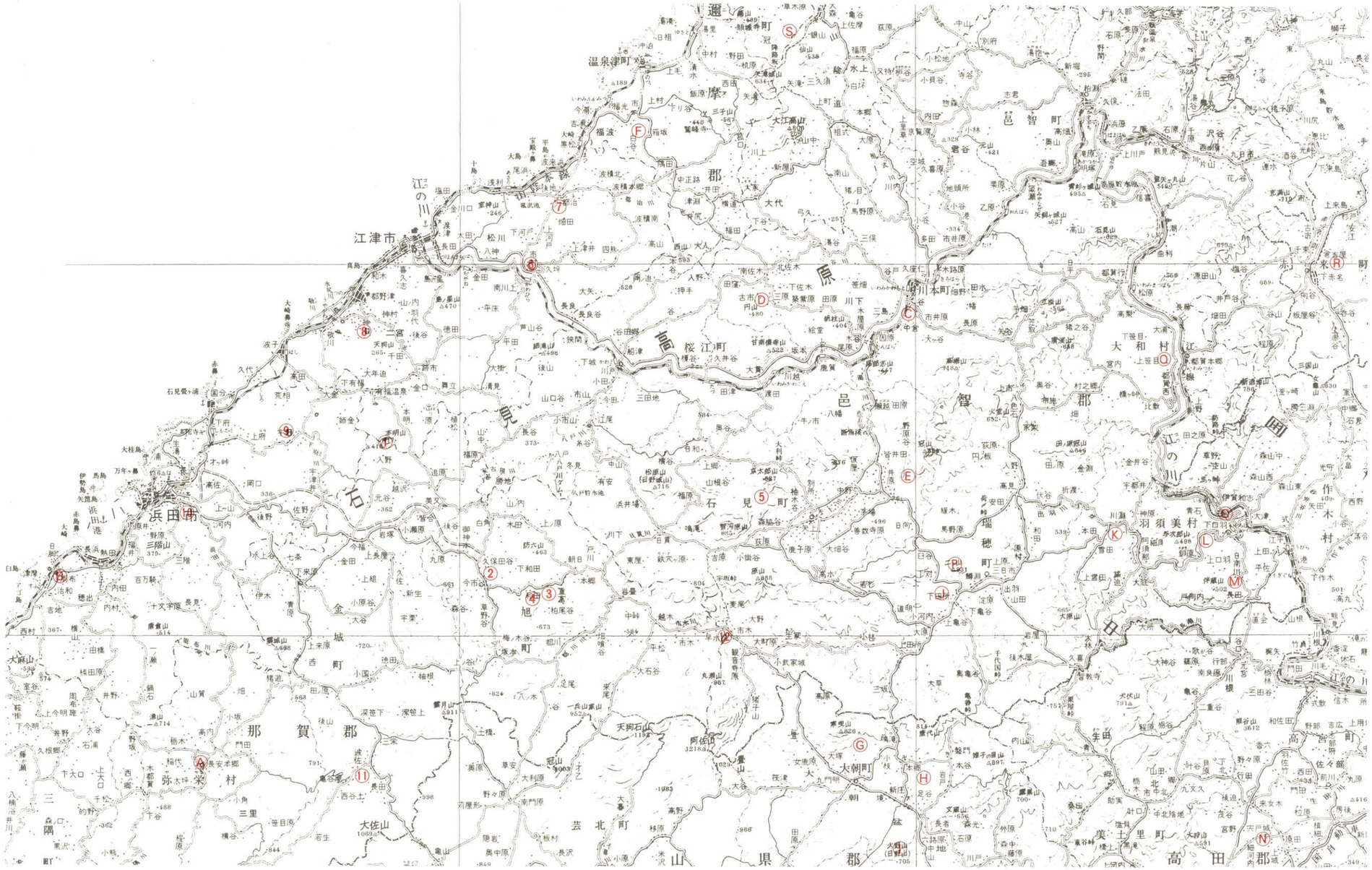

第13図　福屋氏を中心とする主要豪族及び城郭分布図

(1:200,000)

福屋氏
1.本明城
2.家古屋城
3.尼御前城
4.大石谷城
5.熊ケ峠城
6.松山城
7.佐賀里松城
8.神主城
9.龍ケ城
10.三子山城
11.波佐一本松城
12.桜尾城

永安氏
A.矢懸城

周布氏
B.鳶ケ巣城

小笠原氏
C.温湯城
D.円山城
E.雲井城

(石見)吉川氏
F.物不言城

吉川氏
G.駿河丸城
H.小倉城
I.火野山城

高橋氏
J.出羽本城
K.藤掛城
L.幡屋城
M.槙尾城

口羽氏(毛利氏)
O.琵琶甲城

出羽氏(毛利氏)
P.二ツ山城

佐渡氏
Q.要路城

赤穴氏
R.瀬戸山城

その他
S.山吹城

3．おわりに

以上福屋氏関係の城郭を検討してきたが，ここで若干の所見を述べてみたい。桜尾城，波佐一本松城，松山城以外，特に福屋氏滅亡時，松山城とともに拠点となった本明城，家古屋城が削平地および数本の堀切によって構成される城郭であることから，これが福屋氏の特徴（築城技法）と考えられる。したがって，桜尾城，波佐一本松城，松山城にみられる竪堀を利用した築城技法は福屋氏以外の勢力による改修と考えられる。その中でも桜尾城の改修が局部的なもの，波佐一本松城の改修が防御施設に駐屯空間が十分に伴わないものであるのに比べ，確固たる防御思想のもとに改修された松山城は特異な存在となっている。松山城は福屋氏滅亡の後，小笠原氏，毛利氏が入城したことが伝わり，各勢力に重視されていたため，勢力の入れ替わる度に改修され続けられたものであろう。

（山陰中世城郭研究会　寺井　毅）

註

（1）島根県教育委員会『島根県那賀郡金城町内遺跡分布調査報告書Ⅰ』1986年
（2）石見町教育委員会『石見町の遺跡』1983年
（3）調査例が少ないが，現在確認できるもので福屋氏が重要視した城郭はおおむね押さえたと思う。
（4）廣田八穂『西石見の豪族と山城』1985年
（5）註(4)に同じ
（6）註(4)に同じ
（7）地元聞き取り調査による
（8）註(4)に同じ
（9）註(4)に同じ
（10）註(4)に同じ
（11）熊ヶ峠城にみられる枡形，竪堀状のものは，鉄穴流し（砂鉄採取のための技法）のための池の跡および流路跡である。このような施設は県下各地に散見されるため，城郭施設との見極めが必要である。
（12）角田　誠「近畿地方における南北朝期の山城」『中世城郭研究論集 村田修三編』（新人物往来社）1990年
（13）羽須美村教育委員会『羽須美村誌』1987年
（14）註(4)に同じ
（15）山崎　一『群馬県古城塁址の研究』上巻　1978年
（16）千田嘉博「中世城郭から近世城郭へ―山城の縄張り研究から―」『月刊文化財』第305号 1989年
（17）註(4)に同じ
（18）龍ヶ崎市教育委員会『龍ヶ崎市編Ⅱ 龍ヶ崎の中世城郭跡』1987年
（19）註(4)に同じ
（20）主郭が断定できないため
（21）邑智郡石見町中野余勢の原

付記１．本稿を成すにあたって，佐伯徳哉氏，林　健亮氏にご教授を頂いた。

付記２．桜尾城，波佐一本松城，松山城の畝状竪堀群の改修者については，拙稿「石見福屋氏の桜尾城，松山城，波佐一本松城の畝状竪堀群についての考察」（『島根考古学会誌 第８集』 1991）を参照されたい。

第Ⅲ章　市木地区中世城郭群をめぐる歴史的背景

――福屋氏成立～滅亡に至る動向を中心に――

1．はじめに

今回，邑智郡瑞穂町市木地区で調査を行った中世城郭群成立の歴史的背景について，鎌倉時代～戦国時代にかけてこの地域を支配した在地領主福屋氏を中心に，この地域をとりまく歴史的・地理的環境から述べてみたい。

この本題に入るにあたり，あらかじめ我々が認識しておかなければならないことがいくつかある。まず第1に，中世石見地域における在地の社会構造の実態が，いまだ不明瞭であること。とりわけ，階級関係や身分関係の実像が判然としないこと。第2に，これと相即することであるが，石見地域における中世領主の権力基盤や権力編成の構造についても，その研究蓄積はいまだ少なく，発展途上にあるといってよいこと等である。これらが，多分に史料的制約によるものであることは論を待たないが，そうした困難を伴いながらも，文献史料上に比較的現れやすい領主間の華々しい合戦や興亡の歴史に解消されない政治史像が，先の2つの問題へのアプローチをめざして叙述される必要があろう。（以下，地名等については第1図・第2図を参照されたい。）

2．市木地区の地理的・歴史的環境

市木地区は，邑智郡瑞穂町から那賀郡旭町にまたがり，東西に延びる小盆地と谷間からなる地域である。

ここは地理的には，石見・安芸境に位置し，近世には石州浜田方面から安芸大朝へ通じる街道が縦断していた。特に，現在の瑞穂町市木には，浜田藩の本陣跡もあり，市木地区が国境の市木三坂の峠を挟んで石見中西部から安芸北部へ抜ける重要な交通路に位置していたことがわかる。このような状況は，中世においても同様であったと思われ，中国横断道のルートとなっている山々に位置する城郭群は，街道筋と並行し，これを見下ろすように立地している。

市木が史料上最初に現われるのは，治承寿永内乱末期の元暦元（1184）年11月25日付の源範頼下文の中においてである。[(1)] 藤原（御神本）兼栄・兼高父子に対して「市木別符」他石見国内所々の知行を認めるという内容の文書であるが，その後の範頼の没落の中で，この下文自体が効力を持ち得たか疑わしい。しかし，「別符」とあることから，国衙主導の開発が11世紀後半～12世紀にかけて

行われたことが推測され，従って，範頼の下文が出る以前より，石見国衙の有力な在庁官人であった御神本氏が，国衙領であった市木別符に既に何らかの支配の足がかりを持っていたことを推測することは可能である。次いで貞応2（1223）年の石見国田数注文の中には，「公領」（＝国衙領）「ふくや知行」として市木の地名が見える。(2) この田数注文中の「ふくや知行」の文字は加筆されたものであり，この加筆がいつの時点のものであるか注意を要するが，福屋氏が御神本氏から分出した鎌倉前期～中期（12世紀半ば）ころには，福屋氏による国衙領市木の支配が行われていたのではないかと考えられる。

南北朝内乱期に至り，観応元（1350）年7月27日付「吉川実経軍忠状」には，「市木御坂」（＝市木三坂）において，石州南朝軍と，北朝方の吉川軍が戦闘を交えた記事が見える。(3) この時期，福屋氏をはじめとした南朝勢力と，芸北の吉川氏が属する北朝勢力が市木三坂を境に対峙したものと考えられる。南北朝内乱が終わりに近づき，南朝勢力が後退すると，吉川氏は市木に進出し，福屋・周布氏らと共にこの地域を分割支配したものと推測されている。(4) この後，室町・戦国期にかけて，市木地区の領有関係がどのように変遷していったかは不明であるが，この地域は主として福屋氏の領有下にあったものと考えられ，永禄5（1562）年に福屋氏が滅亡して後は，安芸の吉川氏が「市木三百貫」を領有している。(5)

3．福屋氏の成立から滅亡まで

(1)　福屋本領の形成

福屋氏は，鎌倉前期，石見国の有力在庁官人であり，御家人でもあった御神本兼高の庶子兼広を初代として成立したといわれる。その本拠地福屋郷の所在をめぐっては，「福」の字を持つ地名を手がかりに，本明山（乙明域）周辺の福田・有福（江津市），福原・今福（金城町）付近に比定する見解，或いは，古文書・城跡や戦記物・地理的環境などから，今市（那賀郡旭町）にある家古屋城跡を中心とする地域に比定する見解，更には，この両地を移動したとする見解，また，旭町内に福屋の字名があるとする説などが示されている。(6) しかし，ここでは福屋氏が鎌倉時代～南北朝内乱期にかけて，これら那賀郡中部を中心とした地域を本領に在地領主として成長しつつあったことをおさえておきたい。

貞応2（1223）年の石見国田数注文では，「ふくや知行」として，那賀郡の公領「木田」・「くさ」（久佐）・「あと」（阿刀）・「しけとみ」（重富），邑智郡の公領「いちき」（市木）が見える。先述のように，「ふくや知行」が加筆と思われることが問題であるが，鎌倉時代を通じて福屋氏の本領は，これら那賀郡中部から一部邑智郡の西部にかかる国衙領の荘官職を事実上私領化しつつ形成されたものであろう。

第１図　鎌倉南北朝期福屋氏関係地名

A. 木田
B. 久佐
C. 阿刀
D. 重富
E. 市木

1. 市木御坂（三坂）
2. 本明（乙明）山
3. 家古屋城
4. 三渡（美又）川
5. 大石城

14世紀，南北朝内乱期に至ると，石見国全域が度々戦場となる。その詳細な内容は，戦前来の郡誌・町村誌に詳しいのでそちらに譲るが，ここでは南北朝内乱期における福屋領とその中核部分を考える手がかりとして福屋氏関係の戦闘経過を大まかに見てみる。[7]

福屋氏は，この内乱を通じてほぼ一貫して南朝側に属しており，北朝側の吉川・益田らと度々戦闘を交えている。建武5（1338）年には安芸大朝をはじめ芸北を転戦。暦応4～5（1341～2）年には益田氏をはじめとした北朝軍と「三渡川」（美又川）で戦い敗北，「福屋城」も落城している。[9] 観応元（1350）年6月，安芸大朝の吉川実経と，石見南朝軍が「市木御坂」（市木三坂）で戦い，貞治5（1366）年7月，福屋氏は，益田兼見ら北朝軍によって乙明で敗北し，有福城が落城，久佐金木城でも敗北し，「福屋大石城」（大石谷城）も落城している。[10]

こうした動きを見ると，福屋氏にとって，市木三坂へ抜ける街道は芸北へ通じる重要なルートであったことが伺われ，また，現在の本明山周辺から旭町今市付近が，福屋氏本領の特に中核部分を占める要地であったことがわかる。

(2)　南北朝内乱～応仁の乱までの福屋氏

南北朝内乱以降，応仁の乱に至る時期の福屋氏関係史料は少ないが，益田・三隅・周布・小笠原・高橋氏等と共に石見国の有力な国人領主として存在したものと思われる。

(3)　応仁の乱以降の芸石国人領主連合

15世紀後半，応仁の乱以降になると，幕府（細川）勢力と防長の大内勢力との狭間となった石見・安芸・備後北部の国人領主層は，相互に国人領主連合を形成し，国人領主間の所領・被官人の帰属をめぐる紛争や，各国人の一族内紛争を調定したり，幕府・守護などの上位権力に対して協調して対応するなど，横の連帯を組むようになる。これは，芸石備三ヶ国にまたがって所領を持っていた高橋氏が中核になり，後に益田・毛利両氏をを中核に加えて形成されていったものであるといわれている。[11] この中で福屋氏も，益田・三隅・吉川氏らと度々和談を行い，また，これら諸氏間紛争の調停・扶助の労をとっている。[12]

(4)　戦国期石見における福屋氏の動きと滅亡

しかし，こうした連帯と秩序も大永年間以降（1528年～）の出雲における尼子氏の擡頭，高橋氏の滅亡（1529年頃），高橋旧領への毛利勢力の進出，大内氏と尼子氏との対抗関係，石見を舞台とした両勢力抗争の下で，享禄～天文（1520年代末～30年代）にかけて崩壊していったものと思われる。ここでは，天文から弘治，そして永禄5年の福屋氏滅亡（1532～1562年）までの福屋氏の動向，とりわけ大内，陶氏の衰退滅亡から，毛利・尼子勢力が対抗し石見の動乱が激しくなった天文末年～永禄年間にかけての福屋氏末期の状況を追いながら，可能な限り福屋氏の権力構造の実態について触れてみたい。

天文年間の福屋氏関係史料の主要なものは，所領給与関係史料である。[13] この時期福屋氏は，那賀郡黒川（現在の浜田市）に本拠を持つ岡本氏へ頻繁に所領給与を行っている。岡本氏の本拠地は，福屋・周布・三隅領の境界にあり，従って，福屋氏は本領西部の安全を期するのに腐心したものと考えられる。この所領給与にあたり，福屋正兼・隆兼ら福屋当主の判物が発給されるが，それに附随して出される所領給与目録の署判者や，福屋氏の当主の意思を受けて出された書下などの署判者には，重富氏，稲光氏，井頭氏，大屋氏，千代延氏，野坂氏，上村氏などが見られ，[13] 彼らが福屋氏権力の中核をなした奉行人であったことが推測される。

この天文年間，特に同23（1554）年に至る時期には，福屋氏は尼子氏の配下として行動することが多かったが，このころを境に福屋氏は尼子氏を離れ，毛利氏との関係を修復強化する。同24年２月には毛利氏を仲介として，井村半分を周布千寿丸へ引き渡して周布領との境界を調整した。[14] また，同23～4年にかけて，三隅・益田との紛争解決のために，安芸吉川氏の加勢を得ると共に，その見返りとして吉川氏が数代にわたり領有を主張してきた永安のうち上分（年貢の一部）150貫の地を引き渡すことを約し，木束・井村（残り半分）の領有の同意をとりつけた。[15]

このように，福屋氏は天文末年に至って毛利・吉川両氏と結ぶことによって，石西方面の領域画定に成功するのである。

一方，このころから福屋氏は，尼子方に属する邑智郡の小笠原氏と衝突するようになり，天文22年末には日和村で合戦に及んでいる。[16] 福屋氏の石見東部江の川沿岸地域への進出は，天文13（1544）年頃河上氏が断絶して以降，江の川下流方面河上松山城への進出という形で行われたものと思われる。この傾向は，福屋氏が尼子氏から離反して以降は，対小笠原を意識した東進となってあらわれ，弘治２（1556）年９月には，かつて小笠原氏に属していた土豪湯浅氏に対し都治の知行を安堵し，[17] 同３年３月には安芸吉川氏と共に，井原において対小笠原の相城を普請，[18] 同年４月には旗山で福屋・吉川連合軍と小笠原軍が衝突するに至っている。[19] こうした動きに対して，永禄元（1558）年７月尼子晴久は小笠原救援のため「福屋端城」「河登」（河上松山城）を攻撃しており，[20] 同城が，福屋氏の石見東部進出の拠点であり，福屋本領東部の防衛拠点になっていたことがわかる。

しかし，永禄初年（1558～9）ころ，小笠原氏が毛利氏に降って[21]以降福屋氏の東進に困難が生じてきたものと思われる。毛利氏が，小笠原氏の江の川南岸・大森銀山方面所領とひきかえに福屋氏の井田・波積領を小笠原長雄に給与し，これが福屋氏の毛利氏離反につながったと後代の記録に記される[22]事件がおこる。この事件は，同時代の古文書には見られないが，大森銀山方面への通路を確保しようとする毛利氏の動きが，結果的に福屋氏の江の川をこえた東進を阻むことになったことを物語っている。このような状況変化が，必然的に福屋氏の毛利氏離反を招いたのではあるまいか。

永禄４（1561）年７月ころには毛利隆元の許に福屋氏離反の風聞が届き，隆元自身その真偽を質

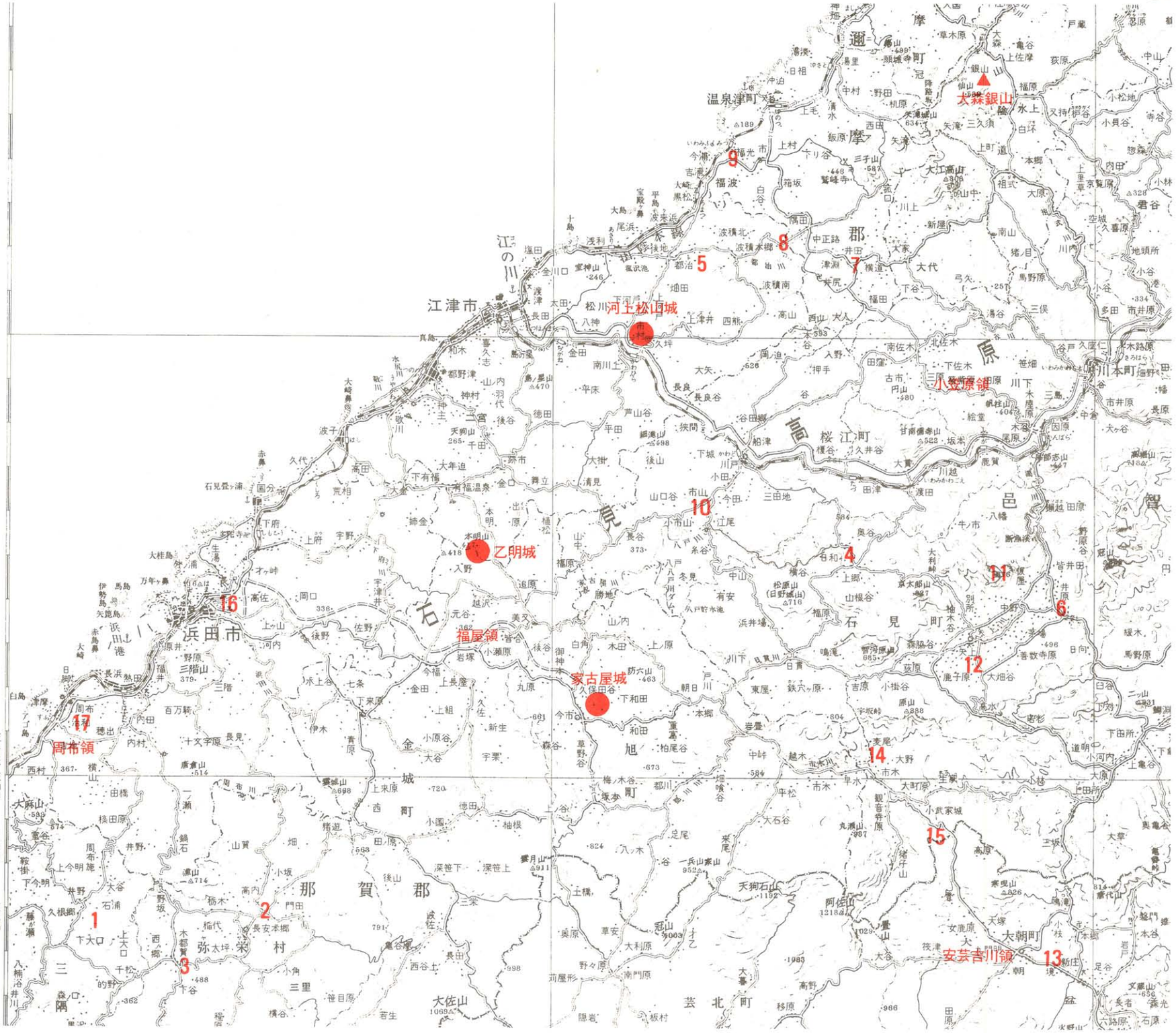

第２図　戦国期福屋氏関係地名

1.井村
2.永安
3.木束
4.日和村
5.都治
6.井原
7.井田
8.波積
9.福光
10.市山
11.余勢城（中村要害）
12.矢上
13.大朝
14.市木
15.市木三坂
16.黒川
17.周布城

1:200,000

すべく動きはじめている。[23] 同年11月には既に福屋氏は軍事行動を起しており，福光城で毛利方が籠城している。同時に，毛利氏は福屋氏配下の諸土豪の勧誘切り崩しにかかっている。永禄４年12月には吉川元春より井下一族，河辺氏，内田氏，寺本氏，米原氏等（市山衆）へ所領給与の約状が出され，同月毛利隆元から井上氏へ，元就・吉川元春らから市山衆へ所領給与・愁訴の解決を約する旨の勧誘がなされている。[24] これは，福屋権力が，これら石見海岸部から山間部の小盆地に散在する大小土豪層を寄せ集めて構成されていたことを物語るものであろう。結局，これら土豪層も，永禄４年12月には毛利方へ属し，福屋氏が永禄５(1562) 年２月に滅亡するまでの間，毛利氏に対して強力な抗戦が試みられたのは，永禄４年12月の「中村要害」（余勢城）の戦闘と，[25] 同５年２月の河上松山城の戦闘が主たるものであった。[26]「中村要害」落城の後，福屋軍は，矢上城を持ちこたえることもできず敗走している。実際，永禄５年正月７日付毛利隆元書状にも，主要な攻撃対象は「けこや」（家古屋）と「河上」（松山城）と記されている。そして，最後まで福屋方として残ったのは，河上松山城の上（神）村下野守，福屋二郎（隆兼次子），最後に投降して大朝へ連行された福屋兵部大輔・千代延藤左衛門・稲光内蔵大夫[27]などであり，いずれも福屋氏一族もしくは，奉行人クラスと思われる者たちであった。毛利氏の謀略で福屋隆兼に滅ぼされたとされる[28]重富氏を含めて，これら一族・奉行人層が福屋権力の中核をなしたものであったと考えられ，その外縁部に，福屋氏に従属する土豪層がルーズな形で結集していたものであろう。

４．結びにかえて

以上，史料の内容や量が時代により異なるため，アンバランスな記述となったが，福屋氏の成立・発展・滅亡に至る政治過程とその領域や，戦国期における権力構造の大まかな特徴について概観した。こうした状況の中で，市木地区が，福屋領の境界に位置し，芸北の吉川領へ通じる主要な交通路に位置することによって，政治的社会的に緊張状態に置かれていたであろうことは推測に難くない。南北朝期の市木三坂の戦闘や，同時代史料は欠くが，後の戦記物[29]に見られる永禄５年２月，福屋氏最末期に，吉川氏の本拠大朝新庄を福屋軍が奇襲して敗れ，市木まで退いたとされる記事など，信憑性に差はあるものの，この地域に関する事件記事も見られる。こうした緊張状態が，街道筋に沿った境界の城を必然的に成り立たせたものと考えられる。従って，福屋氏滅亡後，市木地区が吉川領となって後は，街道筋に沿って立地する中世城郭群も，市木支配の中核となるものを除いては，大半がその使命を終えたのではないかと推測される。　（佐伯徳哉）

註（１）『益田家文書』（『平安遺文』4218）
（２）『益田家文書』（『鎌倉遺文』3080）
（３）『吉川家文書』

（4）『瑞穂町誌』
（5）年未詳「吉川家領地付立」『吉川家文書』694（『大日本古文書』）
（6）広田八穂『西石見の豪族と山城』1985
（7）『瑞穂町史』『旭町誌』『邑智郡誌』
（8）建武5年3月27日「周布親重軍忠状」『吉川家文書』1158（『大日本古文書』）
（9）暦応5年2月「越生光氏軍忠状写」『萩閥』周布家文書，121－25，同年月「赤波公房軍忠状」『久利文書』13
（10）貞治5年9月3日「益田兼見軍忠状」『益田家文書』 6－14
（11）岸田裕之「芸石国人領主連合の展開」『大名領国制の構成的展開』 1980，吉川弘文館
（12）文明11年10月26日「福屋国兼・是兼連署起請文」『益田家文書』57－16，延徳4年9月2日「福屋孫太郎契状」『益田家文書』60－1，明応4年6月26日「福屋国平（兼）契状」『益田家文書』59－13，明応7年8月7日「益田宗兼・貞兼連署契状」『益田家文書』76－21，明応8年3月7日「吉川国経自筆起請文案」『吉川家文書』364（『大日本古文書』）
（13）天文4年3月6日「重富次郎兵衛尉兼里寄進状」『三宮岡本文書』，天文6年12月18日「福屋正兼一字状」『三宮岡本文書』，天文10年11月15日「（稲光民部大輔署判）御扶持在所之事」『三宮岡本文書』，天文12年8月2日「福屋正兼判物」『三宮岡本文書』，天文12年8月3日「（井頭内蔵助正公署判）御扶持在所之事」『三宮岡本文書』，天文13年9月11日「上村下野守兼高書状」『三宮岡本文書』，天文14年2月19日「井頭内蔵助・大屋杢助連署状」『三宮岡本文書』，天文16年6月2日「福屋正兼判物」『三宮岡本文書』，天文19年12月11日「福屋隆兼判物」『三宮岡本文書』，天文20年3月20日「福屋隆兼判物」『三宮岡本文書』，天文21年2月1日「福屋隆兼判物」『三宮岡本文書』，天文21年2月20日「井頭内蔵助・重富右京助連署状」『三宮岡本文書』，天文21年11月21日「（重富山城守兼通・同常心入道兼連署）御扶持在所之事」『三宮岡本文書』，天文21年11月21日「福屋隆兼判物」『三宮岡本文書』，天文24年11月10日「福屋隆兼判物」『三宮岡本文書』，天文24年11月15日「（千代延左衛門尉・野坂若狭守・片山周防守連署）御扶持在所之事」『三宮岡本文書』
（14）天文24年9月21日「毛利元就・隆元・吉川元春連署書状」『萩閥』周布家文書，121－175
（15）（天文24年）11月15日「福屋隆兼書状」『吉川家文書』451（『大日本古文書』，（天文24年）11月21日「吉川元春自筆書状案」『吉川家文書』456（『大日本古文書』）
（16）天文22年12月28日「小笠原長雄感状」『平田家文書』，（天文22年12月28日）「毛利元就書状」『萩閥』松岡家文書
（17）弘治2年9月11日「福屋越中守兼清安堵状」『武明八幡宮文書』
（18）（弘治3年）3月23日「毛利元就書状」
（19）弘治3年4月27日「小笠原長雄感状」『平田家文書』
（20）（永禄元年）7月26日「杉原盛重書状」『横山文書』
（21）（永禄元年）8月25日「毛利元就書状」『萩閥』 小笠原彌右衛門家文書，94－1，（永禄2年）8月22日「益田全忠書状」『俣賀文書』 6－11
（22）『森脇覚書』『老翁物語』
（23）（永禄4年）7月8日「毛利隆元書状」『萩閥』井原藤兵衛家文書，40－48
（24）永禄4年12月2日「吉川元春書状写」『藩中諸家古文書纂』井下孫左衛門，（永禄4年）12月1日「吉川元春契状」『藩中諸家古文書纂』井下孫左衛門，（永禄4年）12月5日「毛利元就・吉川元春連署書状」『藩中諸家古文書纂』井下祥蔵，（永禄4年）12月12日「毛利元就・吉川元春連署書状」『藩中諸家古文書纂』井下祥蔵，（永禄4年）12月12日「毛利元就書状」，『萩閥』都野文書，85－3
（25）（永禄5年）正月7日「毛利隆元書状」『萩閥』 佐藤家文書，97－6
（26）永禄5年2月13日「小笠原長雄感状」『清水文書』
（27）（永禄5年）3月2日「熊谷信直書状」『萩閥』 杉原家文書，68－6
（28）『陰徳太平記』
（29）『老翁物語』『森脇覚書』『陰徳太平記』

第Ⅳ章　江戸時代大鍛冶場跡について

1．操業年代

大鍛冶場跡は，鉄砧石を中心に左下場と本場にあたる2箇所の鍛冶炉を備えたもので，かなり整った施設である。このような作業場は，江戸時代以降，大規模なたたら製鉄が行われるようになってから，高殿鈩などとともに整備されていったと考えられ，施設としては完成された段階にあるものと思われる。

幾重にも重なった鍛冶炉や柱穴の重複状況よりすれば，この大鍛冶場はかなり長期にわたって操業が行われたものとみられる。遺構に伴う遺物としては，肥前系染付・肥前系陶胎染付・石見系などの陶磁器がある。これらの示す年代は18世紀代，及び18世紀末から19世紀中頃にかけてである。一方，鍛冶炉で行った熱残留磁気年代測定によれば，1号炉跡がA.D.1840±30年，2号炉跡が1870±50年，4号炉が1780±50年という年代値が得られる。このうち，2号炉と4号炉については重複関係にあり，4号炉→2号炉の順に作られたことが判明している。また，^{14}C年代測定によれば，1号炉はA.D.1770±70年という測定結果が出ている。熱残留磁気・^{14}C年代測定は，いずれも最終操業時の値を示すものであるが，18世紀後半から19世紀中頃までの間に概ね入っており，陶磁器の年代観とほぼ合致している。

さらに，大鍛冶場跡東側の山腹には，数基の古墓があったが，その墓碑銘は次のとおりであった。

寛政六年（1794年）寅二月五日　和助

文化六年（1809年）壬巳三月十三日

天保三年（1832年）十一月廿七日

弘化二年（1845年）乙巳七月廿八日　三蔵

安政三年（1856年）壬辰四月十四日　キヨ　嫁シエ立

萬延元年（1860年）甲三月朔日　彦三郎

これらの墓が，直接大鍛冶場で作業に従事していた人と関わるかどうかについては不明であるが，隣接する位置にあり，しかも，先に陶磁器や自然科学的な分析によって得られた大鍛冶場の年代観とよく一致していることから，参考になるものと思われる。

以上のことから，郷路橋遺跡大鍛冶場の操業年代は，18世紀後半から19世紀中頃であったと考えられ，江戸時代後期から末までのかなり長期にわたっていたことが明らかになった。

2．構　　造

大鍛冶場跡は，丘陵をＬ字形に切削して造成した平坦面に作られており，建物は南北３間，東西３間の柱からなる南北7.2m，東西5.5mのもの，及び，南北３間・東西２間の柱からなり南北7.0m，東西4.3mの規模をもつものなどが想定される。作業場は，鉄砧石の周辺に黒く焼き締った作業面がり，この北側に左下場とみられる１号炉，南側に本場と思われる２～４号炉が各々主軸を平行にそろえて配置されている。鍛冶炉の火窪の規模は，１号炉が長さ1.7m，幅0.4m，深さ0.7mで，２～４号炉は長さ0.8～1.0m，幅0.2～0.4m。深さ0.4～1.0mで，前者が後者よりも大形である。また，２～４号炉は，４号炉→２号炉→３号炉という切合関係にあるが，長方形で深さ0.7～1.0mと深い４号炉や２号炉から，不整な楕円状の形を呈し深さ0.4mと浅い３号炉へと変化しており，鍛冶炉の炉形の変遷を示しているとみることもできる。

大鍛冶場跡の発掘調査例は，あまり多くないが，広島県比婆郡東城町保光たたら跡[(1)]や，同山県郡大朝町門前製鉄遺跡[(2)]，福岡県鞍手郡若宮町日原鉄山跡[(3)]などで明らかになっている。このうち，保光たたら跡は，東西３間・南北２間の柱をもち，東西6.5m，南北7.0mの建物を備えているものがある。床面には，ほぼ中央に本場とみられる２号炉，その南側に近接して鉄砧石が置かれており，左下場とみられる１号炉は，建物の南辺に沿って２号炉と主軸が直交するように配されている。鍛冶炉の火窪の規模は，１号炉が長さ1.2m，幅0.4m，深さ0.5m以上で，２号炉が長さ1.25m，幅0.6m，深さ0.7mで，ほぼ同じくらいである。

郷路橋遺跡と保光たたら跡の大鍛冶跡を比較すると，鍛冶炉の火窪が長方形を呈し内部に木炭を敷きつめた構造をとるという点では共通しているが，その主軸の方向や規模の点では違いがある。すなわち，前者は本場と左下場が平行した配置をとり，炉の規模は左下場が大形であるのに対し，後者は，本場と左下場が直交しており，規模は両者にあまり違いがみられないという点である。絵巻物などにみられる大鍛冶場は，左下場と本場が平行して描かれていることが指摘されており，この点では，郷路橋遺跡に共通しているが，実際にはこれらの例のように様々なタイプの大鍛冶場があったものと思われる。その構造の変遷や地域性については，現在のところ調査例が少ないので明らかにできないが，今後の資料増加を待って検討する必要がある。

（角田徳幸）

註

（１）　保光鈩発掘調査団　『保光たたら』　1985年
（２）　(財)広島県埋蔵文化財センター　『門前製鉄遺跡現地説明会資料』　1989年
（３）　福岡県教育委員会　『犬鳴』Ⅰ　1990年

平成３(1991)年３月20日印刷
平成３(1991)年３月30日発行

中国横断自動車道広島浜田線建設予定地内
埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ
(本 文 編)

発 行　島根県教育委員会
松江市殿町１番地

印 刷　有限会社 谷 口 印 刷
松江市母衣町89番地